

# 第1章 総 論

## 1. 基本方針策定の趣旨

1948（昭和23）年の国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳っています。

また、我が国の憲法は「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

このような世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから60年が経過し、この間、国内外において人権尊重のための様々な取組が行われてきました。その結果、着実に人権尊重の意識は高まっていますが、その一方で、国際的には民族紛争や宗教対立、テロ行為などにより平和、人権、民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。

我が国においても、我が国固有の課題である同和問題、女性への暴力、児童生徒のいじめ問題、児童虐待や高齢者虐待の増加など、人権課題が依然として存在しています。近年の国際化、少子化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴って、人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑、多様化することが予想されます。

また、2007（平成19）年7月、大田市の石見銀山遺跡がユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産に登録されました。ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」がユネスコの目的であると定めています。この世界遺産の営みは、「平和と人権尊重」のユネスコの精神に貫かれなくてはなりません。その精神の実現への取組が、石見銀山遺跡の付加価値を高めるものとなります。さらに、大田市は、2008（平成20）年9月、「石見銀山遺跡の世界遺産登録を新たな出発点として、ユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し」人権尊重都市宣言を行ったところです。

そして、今後も様々な人権問題の解決に向け、研究、学習、教育、啓発のより積極的な取組が求められています。

そのため、市民一人ひとりが認識を高めてあらゆる差別や偏見をなくし、市民だれもが心豊かに誇りをもって暮らせる社会の実現を目指すため「大田市人権施策推進基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定するものです。

## 2. 基本方針策定の背景

### (1) 國際的な状況

20世紀において人類は、二度にわたる世界大戦の反省から不戦を誓い、1946（昭和21）年、国連の専門機関としてユネスコが誕生し、2年後の1948（昭和23）年12月、第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択しました。この宣言の精神を具現化するために、国連では「国際人権規約（＊1）」をはじめ多くの人権に関する諸条約の採択や重要なテーマごとに国際年を制定するなど、その定着化に努めてきました。

しかしながら、世界各地で地域紛争や民族紛争、テロ行為などが起こり、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を深め、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まりつつあります。

ユネスコにおいて、1993（平成5）年、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、同年、ウィーンで開催された「世界人権会議」では、人権教育の重要性を確認した「ウィーン宣言」及び行動計画が採択されました。

このような人権尊重に関する国際的な潮流の中、1994（平成6）年の第49回国連総会で、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための具体的プログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、各国政府に対し国内行動計画の作成を求めました。

さらに、2004（平成16）年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」を継承する取組として「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年から開始する決議が採択され、2007（平成19）年までの3年間において、「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が進められました。

### (2) 国の取組

国内においては、1947（昭和22）年に、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956（昭和31）年には、我が国も国連に加盟して国際社会の一員となりました。

そして、「国際人権規約」をはじめ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など多くの人権に関する諸条約を批准し、その解決に努力してきました。

我が国固有の課題である同和問題については、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、法に基づく施策を進めてきました。（法に基づく特別対策は2002（平成14）年3月末をもって終了）

1996（平成8）年に、地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申では、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいるべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」と述べています。

これらを受けて、1996（平成8）年に「人権擁護施策推進法」が制定され、この法に基づく審議会が設置される中で、1999（平成11）年に、今後の人権教育・啓発の基本的取り方を示す答申が出されました。

また、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995（平成7）年には、内閣に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997（平成9）年「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されました。

さらに、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」や「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害者自立支援法」など、個別の人権関係法の制定により、「人権の世紀」といわれる21世紀を実現することを目指して様々な取組が積極的に進められています。

### （3）大田市の取組

2005（平成17）年の合併以前から、旧大田市では、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」を踏まえて1969（昭和44）年に制定された「同和対策特別措置法」施行以来の事業実施により、対象となった地区及び周辺の生活環境等の物的整備がほぼ完了し、周辺地域との格差は大きく改善しました。旧温泉津町では、1999（平成11）年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定、旧大田市においては、2001（平成13）年に「大田市人権施策推進基本方針」を策定し、それぞれの市・町において、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた取組を進めてきました。その結果、徐々にではありますが、「人権尊重」の精神が、地域社会に浸透しつつあります。

合併後においては、新市におけるまちづくりを推進するため、2007（平成19）年から2016（平成28）年までの長期総合計画「大田市総合計画」を策定し、その「まちづくりの基本方針」の一つに「だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり」を掲げ、さらにこの中で、「人権を尊重するまちづくりの推進」についての施策を掲げています。

この基本計画においては、「基本方針」に基づき、様々な人権課題を解決するため、必要な事業に積極的に取り組んでいくこととしています。さらに、「大田市次世代育成支援行動計画」、「大田市老人保健福祉計画」、「大田市障がい者計画」、「大田市男女共同参画計画」を策定するなど、様々な分野において人権を尊重したまちづくりを進めています。

この間、学校では、授業や集団活動の中で、さらに、社会教育施設では、各種講座による人権教育活動に取り組んできました。

また、7～8月の「差別をなくす強調月間」での「人権を考える市民のつどい」の開催や12月の人権週間における「人権フェスティバル」の開催など、啓発のための講演会やイベントにも取り組んできました。

おおだふれあい会館（大田市隣保館）では、様々な人権問題の相談拠点施設及び人権・同和問題の教育・啓発活動の拠点施設として、研修会、学習会も行ってきました。また、「広報おおだ（きずな）」、「おおだふれあい会館だより」の発行により啓発と情報提供に努めきました。

2007（平成19）年11月に「人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しましたが、依然、我が国固有の課題である同和問題をはじめ、様々な人権に関する課題が存在しており、その解決に向けたさらなる取組が重要であることが明らかになりました。

これらを踏まえ、様々な人権問題や差別の現状と課題を明らかにし、人権が尊重され差別の解消に向けた人権施策の基本的な方向性を示し、行政機関、各種団体をはじめ、地域ぐるみで人権教育・啓発を計画的に推進していくため「基本方針」を策定することとした。なお、この「基本方針」は、「大田市人権教育・啓発推進協議会」において協議・審議を重ねるなど、様々な角度から検討を加えて策定したものです。

### 3. 基本理念

#### (1) 基本的な考え方

人権とは、「人が人らしく生きていくために、だれもが生まれながらにもっている侵すことのできない基本的権利」と言えます。

心豊かで生きがいのあるまちづくりを進めていく上で重要なことは、市民一人ひとりの人权が尊重される社会となることです。そのためには、すべての人に認められている基本的人权の尊重という意識を高めるための人权教育・啓発を積極的に推進することが大切です。

この「基本方針」は、学校、家庭、職場、地域社会において人权教育・啓発が行われ、人权が人々の思考や行動の価値基準として日常生活に根づき、「市民一人ひとりの人权が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくり」を基本理念とします。のために、私たちの社会に横たわる社会通念や慣行に潜む偏見や差別意識に対し、次に掲げる基本的な視点に立って、主体的な自覚を促し、生き方そのものの内実が変わるという認識に基づいて、人權を守り育てて行くことに努めます。

##### ア. みんなで学ぶ人權教育

人は誰でも生きがいづくりや心のふれ合う家庭・地域、さらには社会をつくることなどにより、人間らしく生きたいと願っています。

こうした願いを目指した社会づくりを考えるとき、市民一人ひとりが、日常生活の中で人權に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、人權意識を高めることが大切です。

##### イ. みんなで進める人權教育・啓発

人權教育を推進するためには、市民のあらゆる立場の人がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携を図ることが必要です。

そして、人權教育を様々な視点で展開し、社会全体により効果的に広げるためには、人權問題を自らの課題とするための教育が、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場で進められることが大切です。

##### ウ. 共生の社会を目指す人權教育・啓発

人は、それぞれに個性や価値観も違い、背負っている歴史も違います。

また、人種、民族、皮膚の色、国籍の異なる人など、多様な歴史と文化を持っている人々がともに暮らしています。様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人權を尊重する意識・感覚を育て、「共生の社会」を築いて行くことが大切です。

## (2) 基本方針の性格

この「基本方針」は、国が策定した「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」並びに「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、当市における人権教育・啓発に関する基本的方向を示し、その施策を推進するためのものです。

また、この「基本方針」は、「大田市総合計画」はもとより、その他関連する各種の計画等との整合性を保ち、当市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

なお、この「基本方針」は社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。